

令和2年11月17日

保護者のみなさま

千代田区教育委員会事務局子ども部
子ども支援課長 新井 玉江

保育園における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特例措置について

新型コロナウイルス感染症への対応については、多大なるご協力を頂きありがとうございます。本区では、変化する社会情勢、区民の方からのご要望などを踏まえ、これまでも新型コロナウイルス感染症から区民の命を守ることを最優先に、区民の方々の生活を支える取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は依然として予断を許さない状況が続いております。そのため保育園の運営に関しましては、感染拡大の防止の観点から引き続き登園を自粛されている方への特例を下記の通りといたします。

○育児休業取得中の方について

最大で3月末まで育児休業を延長することは可能です。育児休業終了後、登園開始に合わせて復職し、復職証明書を区に提出してください。

○求職要件の方について

求職活動を始めた月から3か月以内に就労（1日4時間以上かつ週3日以上）を開始していただき、就労証明書を区に提出してください。最も遅い求職活動期間は令和3年1月から3月の3か月間になります。その場合、3月末までに就労を開始してください。

○就労や他の要件の方について

在宅勤務などで登園自粛にご協力いただける場合は、休園する曜日や日付を休園届に記載し、園に提出していただくことで、保育料の日割りの対象となります。休園は、引き続き期間でも、特定の曜日等でも結構です。詳しくは、在籍園にご相談ください。

(問い合わせ先)

子ども部子ども支援課

TEL 03-5211-4119・4229